

通告7番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員、1番目の質問をお願いいたします。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳です。議長の許可が得られましたので、一般質問、一問一答方式で行います。

まず1点目です。子供たちの遊び場の問題についてです。

子育て世代の何が困っているか。子育て世代は何を求めているのか。どうしたら子育てしやすい環境になるのか。この視点から意見を聞いて回る中、一番ご相談いただくのは、やはり公園でありました。子供たちだけで行ける遊び場が地域によって差があること、親の送迎がないと公園に行けない距離にあること、住宅地にある小規模の公園では、ボール遊びが禁止であったり、ボールなどを使えるような広さではなく、遊ぶためというよりは、集まる場所、公園でゲームをするという遊びに変わってしまっているというところもございます。

また、小さな公園では遊び方が限られてくることから、自宅でタブレットやテレビを見て過ごすことが頻繁になり、そういった保護者の方は仕方がないと諦めと意見を合わせ、お声を頂戴しております。

小さい公園や遊び場がない現状だと、満足に体が動かせず、少しでも改善しようと、習い事でカバーしている家庭も多くあると感じております。親御さんの思いとして、本当は自分が子供のときのように、自由に子供らしく、たくさん外で遊んでほしい。その反面、現実には核家族化が進み、共働きの家庭も増え、父親または母親、その負担が多く、公園まで送迎し、遊ばせてあげるなど、そこまで手が回らないのが現状であります。このことから、近くに公園が欲しいという声が上がったように思います。

別の視点ではありますが、団地内公園の管理も1つの課題です。管理は、住民側にあることで、定期的に草刈りなどの整備、清掃活動を行わなければいけないこと。子供が団地内にいなくなり、誰も遊ばない、利用しない公園を放置するわけにもいかず、これに関しても整備、清掃活動を行わなければいけないこと。そのままにしておくと、景観を損ない、害虫の問題などが発生し、デメリットも多くある。そう思います。

今は自治会も活発ではなく、年齢層も高齢の方が多いため、公園を維持していく作業に負担を感じていると声を聞きます。逆に、子育て世代、子育て中心の地域は、自治会自体がないところもあり、核家族化が進み、共働きとワンオペレーションの

育児が主流で、地域の清掃活動というものも参加しづらい環境にあります。

そして、公園の問題の流れで、雨天時の遊び場に関して、他市と比べた意見が多いです。平日も含め、特に土曜日、日曜日、祝日に、子育て世代は子供たちを遊ばせるために車でほかの市へ移動する。また、放課後デイサービスの事業所の方なども、雨天時の遊び場に困り、和歌山市のほうまで走ることもあるとお聞きしております。

そこで、現状把握も含め、子供たちの遊び場の問題について、まず2点を質問させていただきます。

1、本市における公園設備はどうなっているのか。2、現在、雨天時等に屋内で遊べる施設はあるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 牛田議員ご質問の1番目、子供たちの遊び場問題についての1点目、本市における公園整備の計画はどうなっているのか、についてお答えいたします。

現在、岩出市内の公園については、都市公園として、さぎのせ公園、紀泉台の4公園、東公園、大宮緑地、根来公園墓地、根来S L公園の9つの公園と宅地開発に伴い設置された328の団地内公園があります。また、その他の公園としましては、水栖大池公園、新坂ふれあい公園などの農村公園、防災公園として交通公園があります。

公園整備については、これまで、ゆとりと安らぎの空間づくりとして、平成23年にさぎのせ公園、水栖大池公園の2公園を新設し、その後、防災体制の機能強化として、令和3年、交通公園、令和5年、東公園、令和6年、さぎのせ公園のリニューアルを実施してまいりました。

新たな公園の設置については、候補地の確保、事業財源など、現実的に難しい問題も多いことから、新設の公園設置ではなく、既設の公園の機能強化として、公園整備に取り組んでまいりました。しかし、近年の人口減少、少子高齢化の進展に伴い、団地内公園の利用、管理に対する地元からの相談が年々増加する中、今後の取組として、現在、団地内公園の整理統合を対象とした新設公園の整備についての調査研究を行っているところです。

団地内公園の整理統合については、新設公園の規模、候補地の確保、整理統合する公園の選定など、計画の策定、そしてまた、整理統合の対象となる公園については都市公園となるため、最終的に国との協議が必要になってまいりますが、実現す

れば新設公園の設置を行うこととなります。

新設公園の設置の際は、一時避難地や応急仮設住宅の建設候補地など、有事での活用を視野に進めることとなりますが、子供たちの遊び場としての機能についても検討してまいります。

次に2点目の、現在、雨天時などに屋内で遊べる施設はあるのか、についてお答えいたします。

現在、市が設置する公園で、雨天時などに屋内で遊べる施設はございません。都市公園法に基づく公園施設として設けられる建築物の設置基準については、その他政令で定める特別の場合を除き、当該都市公園面積の敷地面積に対する100分の2を超えてはならないとされています。また、公園内にある大型複合遊具が雨をしのぐ構造となり、施設のように見えるものも中にはありますが、屋内で遊べる施設の大半は、図書館、博物館、こども館、アミューズメント施設など、併設施設であるため、公園整備において、これらの施設を建設する考えはございません。

今後、公園設置において、他施設との併設機会がありましたら検討いたします。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目の2点目、現在、雨天時等に屋内で遊べる施設はあるのか、にお答えいたします。

子供が遊べる屋内施設については、未就園児を対象として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、保護者と一緒に安心して遊べる環境を整えております。平日は岩出保育所内は9時から14時まで、総合保健福祉センター内は9時から16時まで、いつでも気軽に利用できます。また、令和6年11月から土曜日も月1回、総合保健福祉センター内で、あいあいサタデーとして、9時から12時まで利用可能となっており、令和7年10月からは月2回土曜日を利用できるように拡充いたします。

また、主に小中学生には児童館が3か所あり、平日の火曜日から金曜日は13時から19時まで、土・日・祝日は9時から18時まで、天候に左右されず自由に利用できるようになっております。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 今、現時点で、岩出市内にある屋内の施設、市民への周知についてはどのように行っているのでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

市民への周知につきましては、市の広報紙やウェブサイト、また、4か月健診時にチラシ等を手渡しするなど、周知をしています。また、土曜日に利用できる、あいあいサタデーについては、岩出市子育てアプリの子育て支援センターだよりも掲載しております。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 公園や屋内の公共施設をつくるには、簡単なものではないことを重々承知しております。1つ考えていただきたいものは、私たちの子供のときはどうだったか。外遊びは当たり前であったこと。砂場や水遊び、ボール遊びもできましたよね。徒歩や自転車で遠くまで行ったこともあったのではないのでしょうか。学校は門を常に開いていて、自由に遊べた記憶もございます。今、不審者や犯罪、トラブルなどがあり、管理や監視が必要な時代、どうしてもこの自由が子供たちにさせてあげたくとも難しくなっているのは残念です。

私は、昔の育児や遊びの環境を時代に合った形で、できる限り今に戻していきたいと考えます。遊びは、体の健康はもちろん、心身の発達や人間関係を築くのにとっても大事なことと感じております。それは今の子供たちに一番足りていない部分であり、必ず必要なものです。

もう一つ付け足せば、使い方によっては子供からご高齢の方を自然につなぐことも可能と考えます。老朽化した施設改修の際に、ほかの施設との協力で、屋内施設を併設する取組、これは、今後、岩出市に子を産み、育てていく。その子供たちも、他府県や他市へ移住するのではなく、岩出市で子育てをしたいと思えるようになるには、住居環境を充実させていくことは1つの条件ではないでしょうか。

全国的に、人口減少、少子高齢化が進む中、この岩出市を子育てがしやすいまち、若者が離れないまち、高齢者が孤立しないまちを目指していかなければいけません。ぜひとも、これから市長、副市長、職員の方と協力し、つくり上げていければと思います。答弁は結構です。ありがとうございます。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 2点目の質問です。障害者の親亡き後の問題に続き、直結するのが障害者入所施設の待機問題です。全国で2万人以上の待機があり、令和7年度、厚生労

働省はこうした現状を踏まえ、都道府県や政令都市129の自治体を対象にし、入所施設の待機者の状況について、初めて調査を行ったそうです。この129自治体のうち、待機人数を把握していない、できていないことが分かりました。

幾つかの当事者の声をお聞きください。お子様は私と同じ30代前半、私も高齢になってきて、このあり余った子供の体力についていくことが難しくなってきました。たまたま空きが出てきたので、急がねばと思い、施設に入れた。ショートステイの利用だけだったので、毎週決まった日に息子が帰ってきていた。今、施設にいる息子はそろそろ私が迎えに来るのかと待っていると思う。今日、印鑑を持って、施設入所の申込みに行ってきます。何とも言えない複雑な思いです。これが障害者の親の現状です。思いです。

そして、質問に出てきます強度行動障害についてですが、皆様ご存じでしょうか。主な症状としましては、食べられないものを口にしたりする異食、危険につながる行動、外での道路への飛び出し、何時間も泣き続け、自傷行為、他害の行為など、高い頻度であること、この症状が出るのが、強度行動障害という名前になります。

これは医者診断もなく、認定の区分や行動関連項の合計点数などで決まるんです。この強度行動障害は特別な配慮が、支えが必要になってくる状態のことを言います。

一般的には、子供が大きくなり、専門学校や就職、自分で行き先を決め、夢に向かうことや、結婚し、子供ができたりと、うれしい、喜ばしいことも多々あるかと思いますが、私ぐらいの年になっても発語がなかったり、排せつのコントロールも難しかったり、手を離すとどこかへ行ってしまう。親にとって預かっただけなのはありがたいですが、感謝しかないです。こんな我が子を、これから先、親ではない、ほかの方にお預けする不安はとても消えません。

私は、この現状、市と県の問題ではなく、国全体、国レベルでの問題とっております。考えるべきであると思います。市での対応、対策もとても大切だと思っております。当事者だから分かる細かい問題も必要と考え、市民の皆様を知っていただきたく、この課題を取り上げました。

質問へ入ります。障害者入所施設の待機問題について、まず3点お聞かせください。

本市における障害別の入所施設、グループホームの待機人数について。

2、強度行動障害者の人数の把握はできているのか。

3、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、身体障害者、知的障害者及び精神障

害者について、どのような協議をしているのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の2番目、障害者入所施設の待機問題について、
にお答えします。

まず、1点目の本市における障害別の入所施設、グループホームの待機人数については、本市には障害者支援施設は設置されておきませんが、共同生活援助（グループホーム）は2か所あり、運営法人からの報告等によりますと、現時点では、待機者はいないとのこととす。

なお、施設入所支援や共同生活援助等の障害福祉サービスの申請があった場合には、必要性を確認の上、速やかに支給決定を行っており、こちらにつきましても現時点で待機となっている方はおられるません。

次に2点目、強度行動障害者の人数を把握できているのか、についてですが、強度行動障害を有する方の人数は、障害福祉サービスを利用していない方もおられるため、実際的人数は把握できません。しかし、生活介護、施設入所支援など、障害福祉サービスの支援決定時に実施する障害支援区分認定調査における行動関連項目の得点が1点以上の方を対象とする重度障害者支援加算の状況から、強度行動障害の可能性が高い方の人数を把握することができます。この重度障害者支援加算の対象者数は、令和4年度、17人、令和5年度、17人、令和6年度、52人となっております。

次に3点目、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、身体障害、知的障害及び精神障害についてどのような協議をしているのか、についてですが、那賀圏域障害児・者自立支援協議会では、身体障害、知的障害、精神障害を含む多様な障害に対応するため、4つの専門部会と差別解消支援地域協議会を設け、それぞれの課題に応じた協議を行っております。

知的障害者及び身体障害者に関しては、就労支援部会や人材育成部会において、就労支援体制の整備や工賃の向上、それから支援者の育成、さらには強度行動障害を有する方の支援体制の構築などを含めて、包括的な支援について協議が進められています。精神障害者に関しては、精神障害者専門部会において、精神障害のある方への地域啓発や思春期支援、医療との連携等についての協議が行われています。また、地域生活支援拠点等の整備に関する検討も行っており、障害の種別を問わず、緊急時対応や地域移行支援、親亡き後の体制整備といった共通課題についても議論

しております。

加えて、差別解消支援地域協議会では、全ての障害を対象に、障害者差別の解消や合理的配慮の提供に関する事例検討や研修を実施しており、本年度はアンケート調査の実施に向けた取組を進めております。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 再質問です。

1、市が把握する強度行動障害者数、令和4年から5年度17人から、令和6年度が52人とかなり人数が増加している。この要因は何か。

あともう一つ、2点目、強度行動障害について、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で協議されていることはあるのか。よろしくお願いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、重度障害者支援加算の支給対象者が増加した主な要因といたしましては、令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定により、加算の対象範囲が拡大されたことによるものと考えます。具体的には、従来は区分6以上かつ行動関連項目10点以上が対象でしたが、改定によって、区分4以上かつ行動関連項目10点以上も対象に含まれるようになりました。この基準の拡大、細分化により対象者が増えたものと考えております。

次に2点目、強度行動障害について、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で協議されたことはあるのかということですが、これまで那賀圏域障害児・者自立支援協議会から委員が、和歌山県自立支援協議会の行動障害分科会に参加するなど、地域内外での情報共有や支援体制の構築に取り組んできました。

ただし、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、強度行動障害を個別テーマとして協議した実績はございません。一方で、関連する取組として、本年7月17日に行動障害に関する研修を予定しており、支援者の理解と対応力の向上を図っております。

同協議会においては、強度行動障害にある方への支援体制の整備に向けて、まずは支援者の理解促進と質の向上に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長　これで、牛田佑佳議員の２番目の質問を終わります。

　　以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。